

社会福祉法人訪問の家

処遇改善手当・特定処遇改善手当支給について

社会福祉法人訪問の家では、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善（以下、処遇改善という）加算で得た収入について、法人は「給与規程」「福祉・介護職員処遇改善費支給規程」「福祉・介護職員等改特定処遇改善加算支給規程」を定め、職員へ支給を行っています。処遇改善においては、社会福祉法人訪問の家がどのような処遇改善支給を行っているか、その内容について情報公開が必須となっており、下記に概要を紹介します。

<処遇改善手当・特定処遇改善手当支給概要>

1. 支給にかかわる基本的考え方

直接介護スタッフの業務にかかわる手当を創設することで、勤労意欲の向上と処遇改善（給与）を目指します。

2. 改善項目

- ・基本昇給分 ・処遇改善月額基本支給分 ・昇給賞与差額分
- ・3月期末手当（人事考課手当相当） ・資格手当 ・奨学金返済補助手当
- ・医療的ケア手当 ・責任者手当 ・ヘルパー時給加算 他多数

3. 職員への周知

年度の初めに法人内機関紙「本部通信」を発行し、法人内全職員に配布しています。「本部通信」は、理事長、全事業所長が当該年度の基本方針を明確に伝えとともに、法人として変更のあった制度・規程等を紹介しており、処遇改善においても紙面で周知しています。なお、「給与規程」の他に「福祉・介護職員処遇改善費支給規程」「福祉・介護職員等改特定処遇改善加算支給規程」を策定し支給に関する詳細を定めており、他の規程類と同様に、職員は誰でも閲覧可能となっています。